

## 建築物の形態制限（四日市市）

用途地域		外壁の後退距離（m）	絶対高さ制限（m）	道路斜線（勾配）	隣地斜線	北側斜線
第一種低層住居専用地域		1	10			5m + 勾配 1.25
第二種低層住居専用地域						
第一種中高層住居専用地域		/	/	1.25	20m + 勾配 1.25	/
第二種中高層住居専用地域						
第一種住居地域						
第二種住居地域						
準住居地域						
近隣商業地域						
商業地域						
準工業地域						
工業地域						
工業専用地域						
用途地域の指定のない区域 （一般地区）						
用途地域の指定 のない区域 （特定地区）※	「高見台地区」 「大沢台地区」					
	「あがたが丘地区」					
		（都市計画法第41条による制限） 外壁の後退距離 1m（建築基準法施行令第135条の21の緩和適用なし） 絶対高さ制限 10m		1.5	31m + 勾配 2.5	
				1.5		
				1.25	20m + 勾配 1.25	

※ 特定地区とは、平成16年四日市市告示第152号において、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度に関する数値が定められた「あがたが丘地区」「高見台地区」「大沢台地区」を指します。

## 建築物の形態制限（四日市市）

日影規制				
地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ (m)	敷地境界線からの 水平距離が10m以 内の範囲における 日影時間（時間）	敷地境界線からの 水平距離が10mを 超える範囲における 日影時間（時間）
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は 地階を除く階数が3以上の建築物	1.5	4	2.5
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4		
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	高さが10mを超える建築物	4	5	3
近隣商業地域 (容積率が200%以下の区域) 準工業地域 (容積率が200%以下の区域)				
用途地域の指定のない区域 (建ぺい率が50%以下の区域)	軒の高さが7mを超える建築物又は 地階を除く階数が3以上の建築物	1.5	4	2.5
用途地域の指定のない区域 (建ぺい率が60%の区域)	高さが10mを超える建築物	4		